

箕面市立西小学校 PTA 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は、箕面市立西小学校 PTA と呼びます。
事務所は、箕面市立西小学校に置きます。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、保護者と先生とが協力して家庭と学校の社会における、
児童の幸福な成長を図ることを目的とします。

- 第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をしします。
1. 教育水準を高めるため、会員の理解と教養の向上及び会員相互の親睦に関すること。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を保護善導すること。
 3. 家庭と学校と社会における教育的環境をよくすること。
 4. 学校行事等への協力に関すること。
 5. 会誌と会報の発行及びその他に関すること。
 6. その他、この会の目的達成のため必要と認められること。

第 3 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりです。
1. この学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下「保護者」という。）。
 2. この学校の教職員。

- 第 5 条 この会の会員は、会費を納めるものとします。

第 4 章 会 計

- 第 6 条 この会の経費は、会費及び事業収入をもってこれに充てます。

- 第 7 条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

- 第 8 条 この会の会費は、一家庭 400 円／月とします。

- 第 9 条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければなりません。

- 第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 5 章 役 員

- 第 11 条 この会の役員は、次のとおりです。

- 第 12 条 役員は、会長 1 名 副会長 5～6 名 書記 2 名 会計 1～2 名 会計監査 2 名
役員の任期は、1 年とします。但し、再任は妨げません。

第 6 章 役員選出

第 13 条 役員を選出は、指名委員が候補者を選び、総会の承認を得て決定します。指名委員会は、次の要領で選出された指名委員によって構成されます。

1. 運営委員会から 6 名以上を選出します。
2. 教職員の中から 2 名を選出します。

第 7 章 職 務

第 14 条 役員は、次の職務を行います。

1. 会長は、この会を代表し、会務一切を総括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた場合は、会長の職務を代行します。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事その他、会の活動状況を記録し、これを保管するとともに、この会に関する一般事務処理に充たります。書記補は、これを補助します。
4. 会計は、この会の収支を記録し、現金、預金通帳及び関係書類並びに印章等を管理するとともに、総会に決算報告をします。
5. 会計監査は、この会の会計を監査し、総会に監査報告をするとともに、必要のある場合は運営委員会に出席して、関係事項について意見を述べることが出来ます。
6. PTA 規約・組織図の開示については、役員の職務とし、改正があった場合は、全会員に通知します。

第 8 章 総 会

第 15 条 総会（WEB議決を含む）は、本会の最高機関で定期総会と臨時総会があります。

定期総会は、通常 4 月または 5 月に開き、決算及び次期役員承認、予算及び事業計画、その他必要事項について審議します。

臨時総会は、必要に応じて会長が招集するほか、全会員の五分の一以上の署名による請求があった場合、随時開催します。

総会は、全会員の五分の一以上（委任状を含む）をもって成立し、その議決は、出席または参加会員の過半数によります。

第 9 章 運営委員会

第 16 条 運営委員会は、役員(会計監査を除く)、各委員会の代表者並びに教職員によって構成され、この会の日常活動に関して議決執行するとともに、次の職務を行います。

1. 役員会及び各委員会で立案された事業に関すること。
2. 総会の議案及び報告に関すること。

第 17 条 会長は、必要に応じて運営委員会を招集します。
運営委員会の議事は、運営委員の半数以上の出席を得て行い、出席者の過半数の賛成で議決します。可否同数のときは、会長の決するところによります。

第 10 章 委員会

- 第 18 条** 1. この会は、次の委員会を設けます。
- | | |
|-------|---|
| 校内委員会 | 校内の環境を整備し、校内行事を円滑に進めるための活動をします。会員の教養に関する活動をします。 |
| 広報委員会 | 会誌、会報の編集及び発行に関する活動をします。 |
| 地区委員会 | 各地区における会員相互の親睦と意思の疎通を図り、児童の校外生活の指導に努めます。 |
| 企画委員 | 廃止により削除 |
2. 会長は特に必要があると認めた場合は、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができます。

第 11 章 委員の選出

- 第 19 条** 1. 委員の選出は、原則として、次の方法で行います。
- | | |
|---------|--|
| 校内委員 | 各学年毎に、その学年の全会員の中から選挙またはこれに準ずる方法で選出します。 |
| 広報委員 | |
| 地区委員 | 各地区毎に、その地区の全会員の中から選挙またはこれに準ずる方法で選出します。 |
| 地域運動会委員 | |
- 活動サポーター委員 平日活動が困難な全会員の中から、複数名を選出します。
2. 各委員会正・副委員長は各委員会内において選挙またはこれに準ずる方法で選出します。但し、必要に応じて、指名委員会で選出することもできます。

第 12 章 規約の改正

第 20 条 この規約は、総会で出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、改正することはできません。

附 則

第 1 条 この規約は、平成18年5月9日に改正し、平成18年4月1日に遡って施行します。

第 2 条 この会の名をもってなされる営利的、宗教的及び政治的活動は、一切禁止します。

第 3 条 この規約は、平成20年2月14日に改正します。

第 4 条 この規約は、平成23年5月20日に改正します。

第 5 条 この規約は、平成26年3月6日に改正します。

第 6 条 この規約は、平成28年2月2日に改正します。

第 7 条 この規約は、令和3年5月10日に改正します。

第 8 条 この規約は、令和4年5月10日に改正します。